

収入保障保険

プレミアム



無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型）
無解約払戻金型収入保障保険（標準体型）



[募集代理店]
募集代理店については下記に記載の募集代理店、または同封の送付書類に記載の「募集代理店」をご覧ください。

※募集代理店は、保険契約締結の媒介を行い、保険契約締結の代理権はありません。

[引受保険会社]
チューリッヒ生命（チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド）
〒164-0001 東京都中野区中野 4-10-2 中野セントラルパークサウス16階

IP-バ-通（B1604） 募16010-20160316



2016 年 4 月

通信販売用



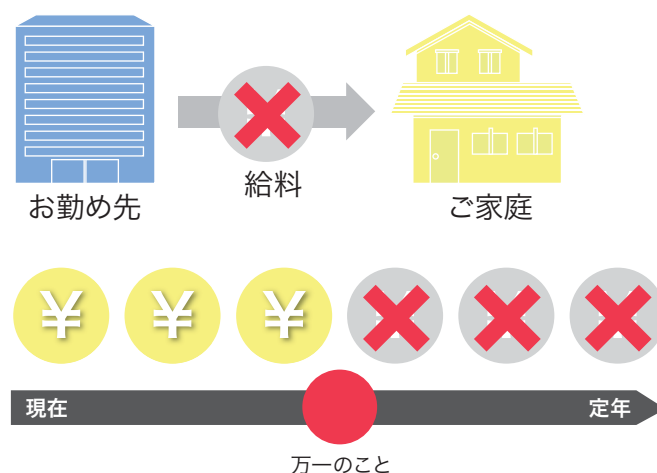
- もし、万一のことがあったら…
- 収入保障保険プレミアムは、毎月お給料のように
- 年金が受取れる保険です。



万一のことがあった場合

お給料が受取れなくなって
しまいます。

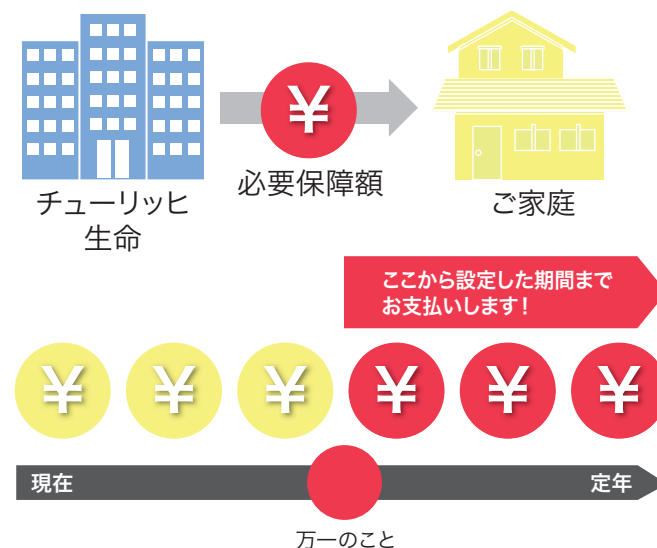
毎月の収入はなくなり、
生活の維持ができなくな
ります。



収入保障保険プレミアムなら、あらかじめ設定した保障額と保険期間に
応じて、毎月お給料のように年金を受取ることが可能です。

今まで通りの生活を
送るためにお役立てください。

例えば、毎月の生活費や
お子様の教育費として
使用できます。



- さらに所定の病気などが原因で
- 働けなくなった場合にも年金を受取ることが
- できます。[※]



※ストレス性疾病保障付就業不能保障特約を付加した場合

このような場合も年金を受取ることができます！

たとえば、ガン(悪性新生物)が再発し、医師の指示を受けて
自宅療養することになった場合 等

収入保障保険プレミアムのポイント！

一般的に、収入保障保険は被保険者が死亡された場合に
保障されますが、収入保障保険プレミアムなら下記の病気や
不慮の事故で所定の状態になられた場合でも年金が受取れます。[※]

- | | |
|---------|----------------|
| ① 悪性新生物 | ② 急性心筋梗塞 |
| ③ 脳卒中 | ④ 肝硬変 |
| ⑤ 慢性腎不全 | ⑥ 不慮の事故による身体障害 |

※ストレス性疾病保障付就業不能保障特約を付加した場合

+ さらにストレス性疾病にも手厚い保障を用意しております。

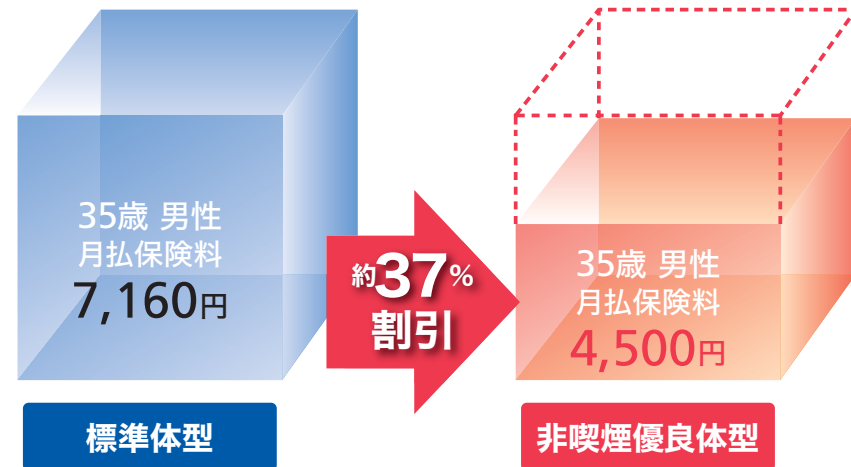
*詳しくは10.11ページをご確認ください。



● 収入保障保険プレミアムは
● 健康な人ほど保険料が安くなります。

お客様の健康状態にあわせて「リスク」を細分化するので
**たばこを吸わない、血圧が基準値を満たす方の
保険料**は、**ここまでお手頃**になります。

● 年金月額 ▶ 20万円 保険期間・保険料払込期間 ▶ 60歳満了 年金支払保証期間 ▶ 2年間
口座振替/クレジットカード支払 2016年4月1日現在



※記載の割引率は、収入保障保険プレミアムの月払保険料を比較した場合の一例(35歳男性、年金月額「20万円」、保険期間・保険料払込期間「60歳満了」、年金支払保証期間「2年間」の場合)です。割引率は年齢・性別など、契約内容により異なります。
※「非喫煙優良体型」「標準体型」は当社の商品上の区分であり、一般的な「優良」「標準」とは異なることがあります。

契約年齢		30歳	35歳	40歳	45歳	50歳
非喫煙 優良体型	男性	4,220円	4,500円	4,540円	4,600円	4,660円
	女性	3,600円	3,840円	3,800円	3,760円	2,860円
標準体型	男性	6,680円	7,160円	7,440円	7,560円	6,740円
	女性	4,540円	4,820円	4,700円	4,620円	3,980円

たばこを吸わない人に比べ、たばこを吸う人は？

肺がんでの死亡率

男性 約 **4** 倍
女性 約 **2** 倍

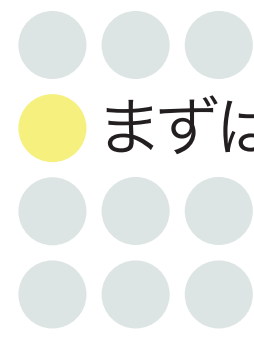
心疾患での死亡率

男性 **1.7** 倍
女性 —

脳卒中による死亡率

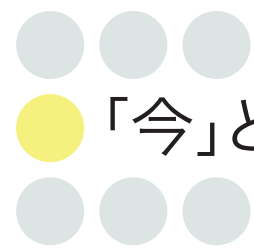
男性 **1.7** 倍
女性 **1.7** 倍

※厚生労働省「健康日本21(たばこ)」より



● まずは、あなたの保険料タイプをチェック!





「今」と「将来」に備えて



「今」に備えるために

お子さまがいる世帯で
ご主人様(奥さま)に
万一のことがあった場合
家事や育児に手が
まわらないことも…

例えば、この様な費用が生じます。

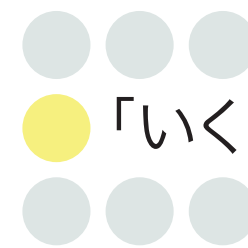
- ベビーシッターを雇う費用
- 託児所や保育園に預ける費用
- ホームヘルパーを雇う費用

「将来」に備えるために

「今」は必要なくとも
将来、必要となる費用が
発生することも…
特に教育費はお子さまが
小さい家庭ほど
大きくなります。

例えば、この様な費用が生じます。

- お子さまの教育費
- ご自宅のローン返済など
- お車などの購入費用



「いくら?」「いつまで?」必要保障額の設定

いくら?

月々の生活費の目安

■1世帯あたりの1ヵ月の消費支出

30歳~39歳	40歳~49歳	50歳~59歳
約 27.1万円	約 32.3万円	約 34.6万円

総務省 平成26年「家計調査年報(家計収支編)」世帯主の年齢階級別家計支出(2人以上の世帯)

1ヵ月あたり30万円前後が
生活費にかかっています。

例えば、ご主人様が万一のときの公的保障の目安

■配偶者様(無職の妻)とお子様が受取れる遺族年金額(月額)

※受取額は家族構成や職業により異なります。

	会社員の世帯 遺族基礎年金+遺族厚生年金	自営業世帯 遺族基礎年金
18歳未満の子 2人の場合	約 15.1万円	約 10.2万円
18歳未満の子 1人の場合	約 13.3万円	約 8.4万円

●日本年金機構のホームページより当社にて算出

・平成25年12月時点の年金制度に基づいています。・子どもは18歳到達年度の末日までの子どもの他に、20歳未満で1級・2級の障害状態にある子どもも含む。・サラリーマン世帯の年金額は、夫の平均標準報酬月額を35万円、加入期間を25年(300ヶ月)として計算。・平成15年4月以降は総報酬制の適用を受けるが、ここでは賞与総額が全月収の30%として計算。

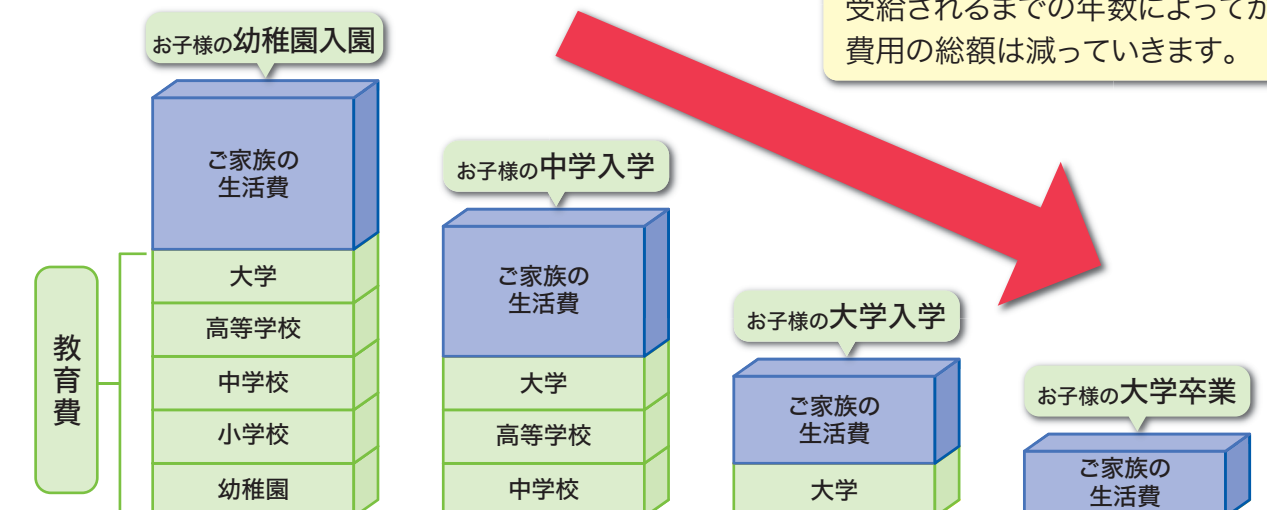
必要な生活費から「遺族年金」を引いた額が必要保障額の目安となります。

例) 遺されたご家族の生活費が月30万円・遺族年金が月10万円の場合

$$\text{月々の生活費 } 30\text{万円} - \text{遺族年金 月額 } 10\text{万円} = \text{必要保障額 月額 } 20\text{万円}$$

いつまで?

万一のとき、遺されたご家族にかかる費用のイメージ



お子様の成長や配偶者様が年金を受給されるまでの年数によってかかる費用の総額は減っていきます。

収入保障保険プレミアムなら、必要な保障期間が自由に選べます。



ニーズに合わせて年金月額と保険期間が
選べます。

年金月額 ▶

保険期間・保険料払込期間 ▶

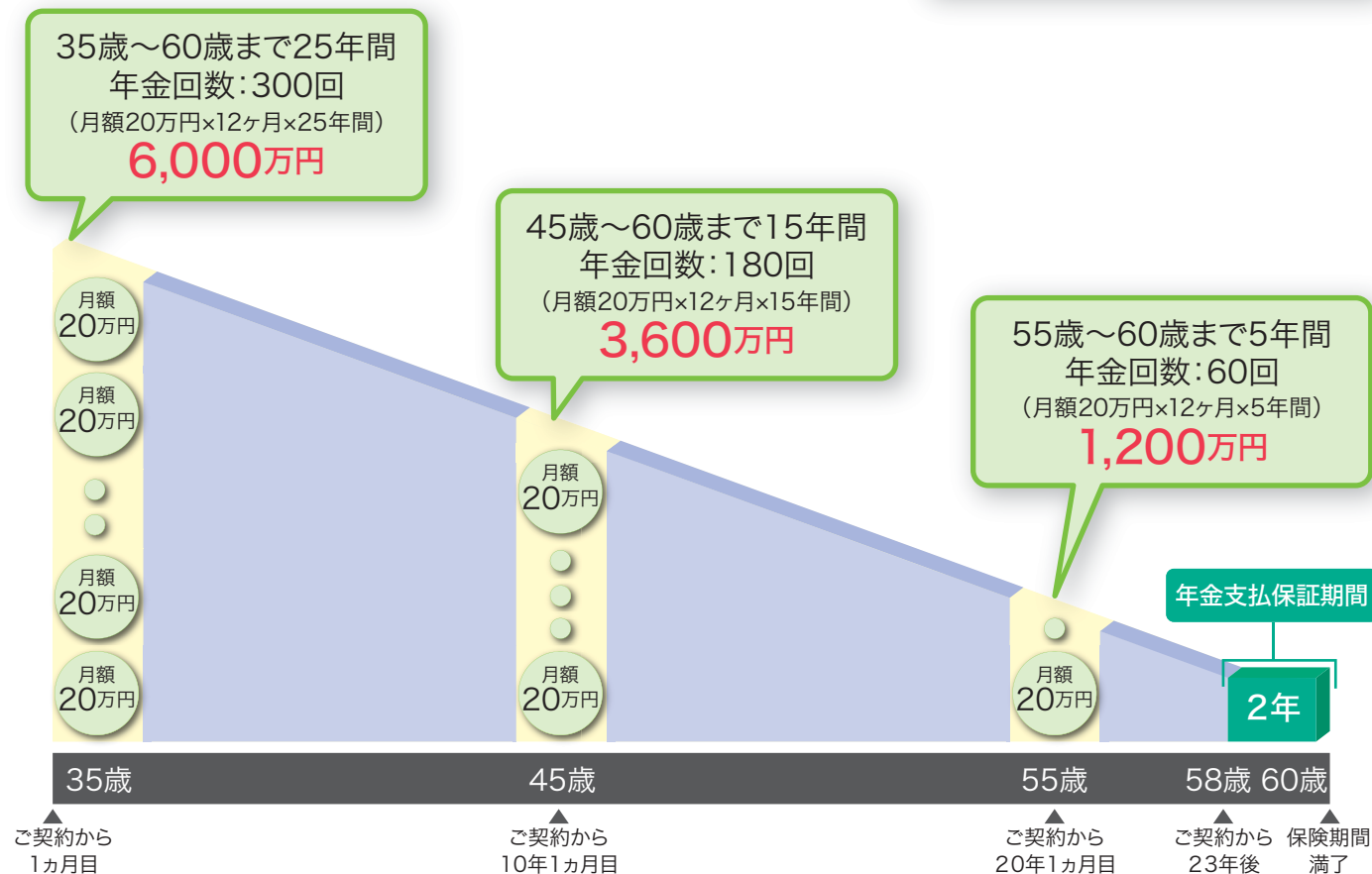
年金支払保証期間 ▶

万一の場合の年金受取総額のイメージ

例 35歳 男性 必要保障額▶毎月20万円 保険期間・保険料払込期間▶60歳満了 年金支払保証期間▶2年間
口座振替/クレジットカード支払

必要保障額はお子様の成長などによって減少しますので
受取額も減少する合理的な仕組みです。

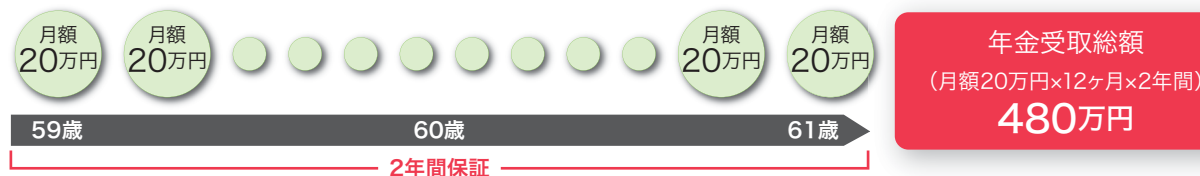
月々の保険料 **4,500円**
非喫煙優良体型 2016年4月1日現在



年金支払保証期間について

例えば、年金支払保証期間を「2年」とした場合※、保険期間満了まで残り2年を切った時点で、
万一のことがあった場合でも、毎月年金を**2年間**お受取りになれます。

■上記の保障内容で59歳の時点で所定の状態になられた場合のイメージ



※年金支払保証期間は、2年・5年からお選びいただけます。



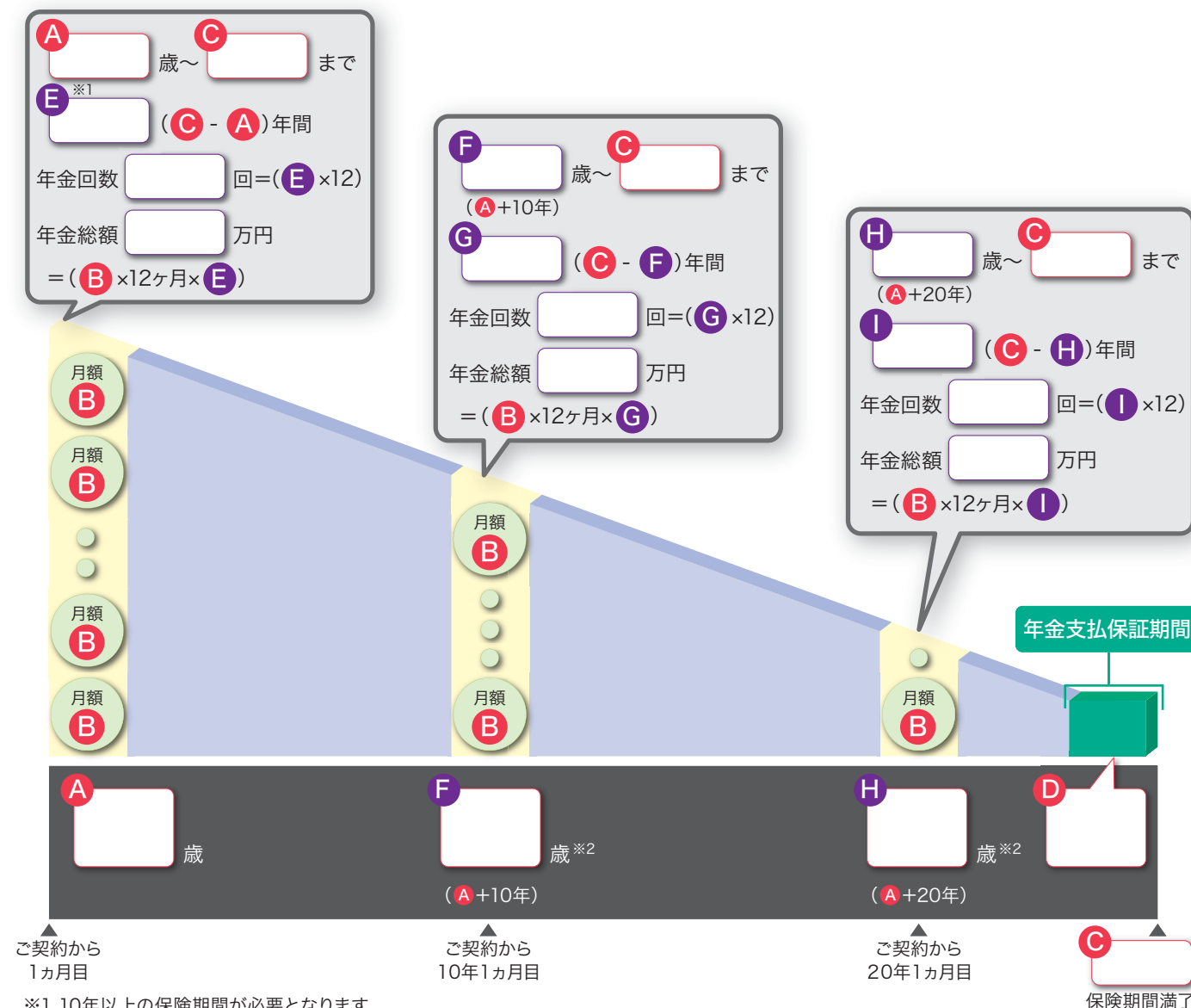
あなたの希望するプランが確認できます。
下記の手順でプランを試算してください。

1 被保険者様の年齢やご希望の保障内容を記入または選択してください。

満年齢は? 性別は? 年金月額は? 保険期間・保険料払込期間は? 年金支払保証期間は?

A 歳 **B** **C** **D**

2 上記 **A**～**D** を下記の図に写し **E**～**I** を追記してください。



※1 10年以上の保険期間が必要となります。

※2 **F**・**H** はご契約年数と保険期間・保険料払込期間との関係で該当しない場合があります。

上記の図でご不明な点があれば下記フリーダイヤルまでお電話ください。

カスタマーケアセンター
フリーダイヤル

0120-680-777

受付時間/(月～金)午前9時～午後9時 (土)午前9時～午後6時 ※日・祝を除く



さらなる安心のために充実のオプション(特約)を

2つ用意しました。

① ストレス性疾病保障付就業不能保障特約

主契約の年金月額と同額まで設定いただけます。

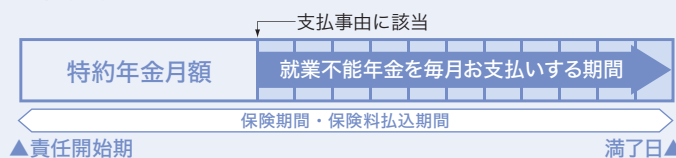
例えば、このような病気や不慮の事故で所定の状態になられた場合にも年金を受取れます。

就業不能年金

- ① 悪性新生物
- ② 急性心筋梗塞
- ③ 脳卒中
- ④ 肝硬変
- ⑤ 慢性腎不全
- ⑥ 不慮の事故による身体障害*

●上記の①～⑤の5疾病により所定の就業不能状態※に該当し、かつ、その就業不能状態が該当した日を含めて60日をこえて継続したと診断された場合に、保険期間満了日まで毎月、所定の金額の就業不能年金をお支払いします。
※所定の就業不能状態とは、5疾病の治療を目的として、入院している状態、または5疾病により、医師の指示を受けて自宅等で療養しており、職種を問わず、全ての業務に従事できない状態をいいます。
●また、不慮の事故による傷害(⑥)を原因として所定の障害状態になった場合に、保険期間満了日まで毎月、所定の金額の就業不能年金をお支払いします。
●ただし、主契約の支払事由に該当した場合には、就業不能年金はお支払いしません。
●上皮内新生物は対象になりません。
●責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定された場合(90日以内に診断確定された場合の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。)は、対象となりません。
【生存支払保証期間※】
●主契約の支払事由に該当しない限り、就業不能年金のお支払事由に該当したときから、保険期間満了日までの期間が「生存支払保証期間」に満たない場合には、保険期間満了日にかかわらず、「生存支払保証期間」にわたって年金をお支払いします。
※生存支払保証期間は、主契約の年金支払保証期間と同じ期間となります。

■特約年金支払期間の例



主契約の支払事由に該当した場合には、就業不能年金はお支払いしません。

*対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

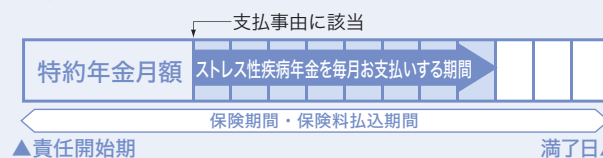
1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
5. 10手指の用を全く永久に失ったもの
6. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
7. 10足指を失ったもの
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

ストレス性疾病年金

- ① 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害
- ② 気分[感情]障害
- ③ 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
- ④ 摂食障害
- ⑤ 非器質性睡眠障害
- ⑥ 胃潰瘍
- ⑦ 十二指腸潰瘍
- ⑧ 潰瘍性大腸炎
- ⑨ 過敏性腸症候群
- ⑩ 更年期障害

- 上記のストレス性疾病により入院し、かつ、その入院が不担保期間(60日)をこえた場合、所定の期間を経過するまで毎月、所定の金額のストレス性疾病年金をお支払いします。
●ストレス性疾病であることの診断は、疾病の経過、臨床状況、各種臨床検査成績、手術所見等に基づく医学的な総合判断により客観的に確定されたものであることを必要とします。したがって、他覚的所見のないものは除きます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
●ただし、主契約または就業不能年金の支払事由に該当した場合には、ストレス性疾病年金はお支払いしません。
●ストレス性疾病年金の支払開始後は、新たにストレス性疾病年金の支払事由に該当した場合でも、ストレス性疾病年金をお支払いする期間は延長されません。また、ストレス性疾病年金の支払が終了した後は、ストレス性疾病年金の支払事由に該当しても、ストレス性疾病年金はお支払いしません。
●第1回ストレス性疾病年金の支払事由に該当後は、ストレス性疾病年金の部分を除外した保険料に変更します。

■特約年金支払期間の例



ストレス性疾病年金をお支払いする期間は、契約時に定めます。(※)主契約または就業不能年金の支払事由に該当した場合には、ストレス性疾病年金はお支払いしません。
※主契約の年金支払保証期間が2年・5年の場合:2年

① ストレス性疾病保障付就業不能保障特約 を
付加された場合、支払保証期間は右記の通りです。

主契約	ストレス性疾病保障付就業不能保障特約	
年金支払保証期間	 就業不能年金 生存支払保証期間	 ストレス性疾病年金 特約年金支払期間
2年	2年	2年
5年	5年	2年

② 3大疾病保険料払込免除特約

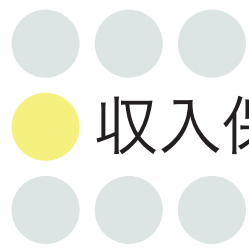
このような病気で所定の状態になられた場合には以後の保険料の払込みは必要ありません。

ガン(悪性新生物)と診断されたら 急性心筋梗塞で入院されたら 脳卒中で入院されたら

- 上皮内新生物は保険料払込免除の対象となりません。
●責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定された場合(90日以内に診断確定された場合の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。)は、保険料の払込みを免除できません。

*保障内容の詳細についてはご契約に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」と「ご契約のしおり・約款」)をご覧ください。





収入保障保険プレミアムについて

保障内容

保険期間中に、死亡または所定の高度障害状態*になられた場合、保険期間満了日まで毎月、所定の金額の年金をお支払いします。

*所定の高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

収入保障年金・高度障害年金

●毎月の年金にかえて、年金の全額または一部の一時支払を選択することができます。

※収入保障年金を支払う前に高度障害年金の支払請求を受け、高度障害年金が支払われるときは、収入保障年金のお支払いはありません。

契約年齢

満20歳から満55歳の方がお申込みいただけます。

保険期間・保険料払込期間

ニーズに合わせて幅広い選択肢からお選びいただけます。

55歳満了

60歳満了

65歳満了

※10年以上の保険期間が必要となります。

年金月額

「年金月額」は4タイプからお選びいただけます。

5万円

10万円

15万円

20万円

「年金月額」と **非喫煙優良体型** **標準体型** により、お申込方法が異なります。

お申込みに際しては、告知日から過去1年以内に健康診断または人間ドックを受診されていることが必要となります。

年金支払保証期間

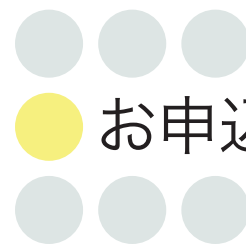
主契約のお支払事由に該当されたときから、保険期間満了日までの期間が「年金支払保証期間」に満たない場合には、保険期間満了日にかかわらず、「年金支払保証期間」にわたって年金をお支払いします。

「年金支払保証期間」は2タイプからお選びいただけます。

2年

5年

※上記以外のプランをご希望の方はお気軽にお問い合わせください。
※責任開始期について別紙の「注意喚起情報」を必ずご確認ください。



お申込方法について

必ずご確認ください。

⚠ お申込みの際には、ご契約についての大切な事項および保障内容の詳細などについて記載された別紙の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

※「ご契約のしおり・約款」もご一読ください。

非喫煙優良体型※

の場合

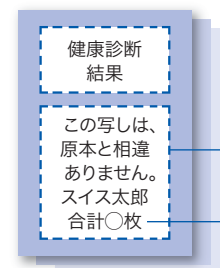
※非喫煙優良体型・標準体型については、P5にてご確認ください。

1

「契約申込書」「告知書」に必要事項をご記入ください。

2

告知日から過去1年以内の「健康診断結果」または「人間ドックの検査結果」のコピーをご用意ください*。



※コピーの余白に「この写しは、原本と相違ありません。〇〇〇（被保険者様のお名前【自署】）」と、ご記入ください。

※コピーが複数枚になる場合は、合計枚数も合わせてご記入ください

*過去1年以内に「健康診断」「人間ドック」を受診されていない場合、または、「健康診断結果」「人間ドックの検査結果」をご紛失された場合はお問合せください。

3

1

2

でご用意いただいた書類をご提出ください。

4

対面にて喫煙に関する簡単な検査※をさせていただきます。

※ 唾液によるコチニン検査(コチニン含有量テスト)を行なっていただきます。コチニンとはニコチンが人間の代謝によって変化し、体内に残留したものです。

標準体型※

の場合

※非喫煙優良体型・標準体型については、P5にてご確認ください。

1

「契約申込書」「告知書」に必要事項をご記入ください。

※年金受取総額が以下の範囲を超えた場合は【健康診断書扱】となります。

上記② **非喫煙優良体型** の書類をご用意ください。

契約年齢が満20歳～満39歳

年金受取総額〈年金月額×12ヵ月×保険期間(年)〉が**3,000万円**まで

契約年齢が満40歳～満55歳

年金受取総額〈年金月額×12ヵ月×保険期間(年)〉が**1,200万円**まで

2

1

でご用意いただいた書類をご提出ください。

収入保障年金の受給に関する税務について

契約形態	年金受取の場合		一括受取の場合
	被保険者の死亡時	毎回の年金受給時 [☆]	
契約者と被保険者が同一の場合	年金受給権についての税法上の評価額(本保険契約においては右記「一括受取の場合」の一括受取額)に対して相続税の課税対象となります。 ^{※1}	相続税の課税対象以外の部分に対し、雑所得として所得税 [*] の課税対象となります。 ^{※3}	一括受取額に対して相続税の課税対象となります。 ^{※5}
受取人が契約者自身の場合		雑所得として所得税 [*] の課税対象となります。 ^{※4}	一時所得として所得税 [*] の課税対象となります。 ^{※6}
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	年金受給権についての税法上の評価額(本保険契約においては右記「一括受取の場合」の一括受取額)に対して贈与税の課税対象となります。 ^{※2}	贈与税の課税対象以外の部分に対し、雑所得として所得税 [*] の課税対象となります。 ^{※3}	一括受取額に対して贈与税の課税対象となります。 ^{※5}

- *所得税が課税された場合には、翌年、住民税の課税対象となります。
- ※1 相続税法第3条、第24条

※2 相続税法第5条、第24条

※3 所得税法施行令第185条

※4 所得税法施行令第183条、所得税基本通達35-1

※5 相続税法第3条、第24条、相続税法基本通達24-3

※6 所得税法施行令第183条2、所得税基本通達34-1

☆毎回の年金受給時にお受け取りいただく年金は雑所得として源泉徴収の対象となる場合があります。このため、実際にお受取りになる金額が年金月額より少なくなる場合があります。

より詳しい内容等につきましては、国税庁のホームページ【<http://www.nta.go.jp>】をご参照いただくか、税務署または税理士等の専門家に問合せください。

(平成26年5月現在の税制によります)

※今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。

お申込みの前にご確認ください事項

正式名称	(主契約)無解約払戻金型収入保障保険(非喫煙優良体型) (主契約)無解約払戻金型収入保障保険(標準体型) (特約)ストレス性疾病保障付就業不能保障特約 (特約)3大疾病保険料払込免除特約
保険期間	55歳満了・60歳満了・65歳満了
保険料払込期間	保険期間と同じ
契約年齢	満20歳～満55歳
保険料払込方法	月払

■このパンフレットに記載の保険料および保障内容は2016年4月現在のものです。

お申込みに際してご確認くださいこと

【非喫煙優良体型、標準体型(健康診断書扱)の場合】
・告知内容やご提出いただいた「健康診断結果」または「人間ドックの検査結果」の内容によってはご希望の型(保険料率)でお引受けできない場合があります。
【標準体型(健康診断書扱・告知書扱)の場合】
・「標準体型」の保険料は「非喫煙優良体型」の保険料に比べ割高になります。
・「標準体型」でお申込みいただいた場合でも、過去1年以内に喫煙しておらず、過去1年以内の「健康診断結果」または「人間ドックの検査結果」に記載の血圧値が当社基準の範囲内(最高120mmHg未満/最低80mmHg未満)の場合は、「非喫煙優良体型」の保険料率でお引受けできる場合があります。

ご用意いただきたい書類について

【非喫煙優良体型、標準体型(健康診断書扱)の場合】
この保険にお申込みいただく際には、『健康診断結果(過去1年以内のもの)』または『人間ドックの検査結果(過去1年以内のもの)』のコピーを提出いただく必要がありますので、あらかじめお手元にご用意ください。

喫煙に関する検査について

【非喫煙優良体型の場合のみ】
「非喫煙優良体型」にお申込みを希望されたお客様については、お申込時の審査のひとつとして、コチニン検査(唾液によるコチニン検査(コチニン含有量テスト))をさせていただきます。所定の検査期間内で検査を行っていただけなかった場合は、お申込みをキャンセルさせていただく場合がありますのでご注意ください。

告知について

ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事柄についてお尋ねいたします。ご契約者様や被保険者様には、健康状態などについて事実をありのままに告知していただく義務があります。告知いただいた内容が事実と違っていた場合には、ご契約または特約が解除されたり、給付金をお支払いできないことがあります。

年金月額設定にあたってのご注意

特約の年金月額がご契約の保険料よりも低く設定されたご契約については、所定の疾病等により就業不能年金をお支払いすることとなった場合で、かつ、保険料払込免除とならない場合(例えば、肝硬変や慢性腎不全で就業不能となった場合など)には、引き続き保険料を請求いたします。その払込みがないときは、ご契約が失効し、将来の年金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

保険料の払込免除について

この保険契約では、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態に該当したときは、会社は将来の保険料の払込を免除します。なお、疾病により所定の身体障害状態になられても保険料払込免除事由には該当いたしません。

〈特約〉3大疾病保険料払込免除特約について

以下の①～③の保険料の払込免除事由に該当したとき、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます)のお払込みを免除します。
①被保険者が責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後にはじめて悪性新生物と診断確定されたとき
②被保険者が責任開始期以後に所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したとき
③被保険者が、責任開始期以後に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したとき
※上皮内新生物は保険料の払込免除の対象とはなりません。
※被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定された場合(90日以内に診断確定された悪性新生物の90日経過後の再発・転移等が認められる場合を含みます。)には、保険料の払込免除は行ないません。
※この特約の中途付加およびこの特約のみの解約はできません。

お申込み・ご契約いただけない場合

以下①～⑥の場合は、お申込みをお断りするか、もしくはご契約内容に条件を付加させていただく場合や、保障額等を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。
①病気やケガで治療をされている場合、あるいは検査、治療を勧められている場合。
②病気やケガの経過観察のため、定期的に医師などの診察を受けられている場合。
③過去の健康診断などの結果で、異常を指摘されたことがある場合。
④過去の病気やケガ(既往症)の内容が、当社引受基準の範囲外である場合。
⑤危険なお仕事に従事されている場合。
⑥その他の身体の状況、あるいはお仕事の内容や他の生命保険へのご加入状況などによって、ご契約のお引受けが困難と判断される場合。

クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について

お申込みされた日、またはお申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された日の、いずれか遅い日からその日を含めて31日以内(その日の消印有効)であれば、書面によりお申込みを撤回またはご契約を解除することができます。詳しくは「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

生命保険募集人について

チューリッヒ生命の生命保険募集人は、お客様とチューリッヒ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対してチューリッヒ生命が承諾したときに有効に成立します。(ご契約の成立後にご契約の内容を変更される場合も同様となります。)
なお、生命保険募集人の権限などに関する照会先は下記のとおりです。
【お客様相談部 フリーダイヤル 0120-860-129】
(受付時間/午前9時～午後5時 ※土日祝を除く)

解約について

この保険契約には、解約払戻金はありません。

配当金について

この保険契約に配当金はありません。

チューリッヒ・インシュアランス・グループについて

チューリッヒ・インシュアランス・グループは、グローバル市場および各国市場において幅広い商品ラインアップを揃える世界有数の保険グループです。スイスのチューリッヒ市を本拠に1872年に設立され、55,000人を超える従業員を有し、世界170カ国以上の個人、そして中小企業から大企業までのあらゆる規模の法人およびグローバル企業のお客様に、損害保険および生命保険の商品・サービスを幅広く提供しています。持ち株会社であるチューリッヒ・インシュアランス・グループ社(銘柄コード:ZURN)はスイス証券取引所に上場しており、米国においては、米国預託証券プログラム(銘柄コード:ZURVY)のレベル1に分類され、OTCQXにて店頭取引されています。チューリッヒグループに関する詳しい情報はwww.zurich.comをご覧ください。(2015年2月12日現在)

グループ概要 (2015年2月12日発表)	会社概要 (2016年4月現在)	
設立 1872年	社名 チューリッヒ生命	
最高経営責任者 マリオ・グレコ	(チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド)	
従業員数 グループ総数約55,000人	所在地 東京都中野区中野4丁目10番2号	
収入保険料 約548億USドル(2014年度)	中野セントラルパークサウス16階	
事業利益 約46億USドル(2014年度)	ホームページ www.zurichlife.co.jp	
総資産 約4,065億USドル(2014年度)		
本社所在地 スイス連邦チューリッヒ市		
サービス提供網 世界170カ国以上		
インターネット・ホームページ www.zurich.com		

チューリッヒグループ本社ビル